○防衛省令第十三号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月十日

防衛大臣　小野寺五典

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令の一部を改正する省令

海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令（昭和二十九年総理府令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
陸上自衛隊及び海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （火薬類の貯蔵） **第一条**　陸上自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。）及び海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下「船舶」という。）において常用する火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類をいう。以下「火薬類」という。）を貯蔵する場合には、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一・二　［略］ 三　火薬庫内には、必要がある者のほか、立ち入らないこと。 四　火薬庫内に入る場合には、安全な履物を使用し、かつ、発火し易い物その他火薬類に危険を及ぼすおそれのあるものを持ち込まないこと。 五　火薬庫の付近には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物を堆積しないこと。 六～八　［略］ 九　火薬庫内の喚起に注意し、できるだけ温度及び湿度の変化を少なくするような必要な措置を講ずること。 十・十一　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （火薬類の貯蔵） **第一条**　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶（以下「船舶」という。）において常用する火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条に規定する火薬類をいう。以下「火薬類」という。）を貯蔵する場合には、左の各号に掲げる事項を守らなければならない。 一・二　［同上］ 三　火薬庫内には、必要がある者の外、立ち入らないこと。 四　火薬庫内に入る場合には、安全な履物（はき）を使用し、且つ、発火し易い物その他火薬類に危険を及ぼす虞のあるものを持ち込まないこと。 五　火薬庫の附近には、爆発し、発火し、又は燃焼し易い物をたい積しないこと。 六～八　［同上］ 九　火薬庫内の喚起に注意し、できるだけ温度及び湿度の変化を少くするような必要な措置を講ずること。 十・十一　［同上］

附　則

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。